13．資金移動業者の商号、住所及びその概要

商　　号	
住　　所	
資金移動業の名称	
資金移動業の種別	1　第一種資金移動業 2　第二種資金移動業 3　第三種資金移動業
取扱上限金額	
その他事項	

（記載上の注意）

1．法第２条第10項第４号に掲げる行為に係る業務を行う場合に記載すること。

2．「資金移動業の種別」は、資金移動業者が現に行っている資金移動業の種別の番号を○で囲むこと。

3．「取扱上限金額」は、提供する為替取引における取扱上限金額を記載すること。

4．二以上の資金移動業に係るサービスについて委託を受けるときは、資金移動業に係るサービスごとに区別して記載すること。

5．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第８面の次に添付すること。

14．電子決済手段等取引業の内容及び方法

⑴　電子決済手段等取引業の内容及び方法

電子決済手段等取引業の名称	
電子決済手段等取引業の種類	
電子決済手段等取引業の内容	
取り扱う電子決済手段の名称	
利用者からの申込みの受付方法	
取扱上限金額	
役務提供範囲等	
電子決済手段と法定通貨又は他の電子決済手段の交換レート又は交換レートの決定方法	
営業日及び営業時間	
利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法	

（記載上の注意）

1．その行う電子決済手段等取引業について複数のビジネスモデルが存在する場合は、当該ビジネスモデルごとに記載すること。

2．「電子決済手段等取引業の種類」は、法第２条第10項各号のいずれの業務に該当するかを明示すること。また、電子決済手段信用取引に該当する業務を行う場合には、その旨を記載すること。

3．「取扱上限金額」は、電子決済手段等取引業者が利用者の指図により行う電子決済手段の移転の上限金額及び利用者のために管理する電子決済手段（以下３．において「受託電子決済手段」という。）の上限金額並びに法第２条第10項第４号に規定する為替取引に関する債務に係る債権の取扱上限金額を記載すること。また、受託電子決済手段を電子決済手段等取引業者及び犯罪による収益の移転防止に関する法律第10条の３第１項に規定する他の電子決済手段等取引業者等が管理しない口座に移転する場合には、その移転の上限金額を記載すること。

4．「役務提供範囲等」は、電子決済手段等取引業務を提供する国又は地域を記載し、当該電子決済手段等取引業務を外貨建てで行う場合には取り扱う外国通貨の種類について記載すること。

5．「利用者が支払うべき手数料、報酬若しくは費用の金額若しくはその上限額又はこれらの計算方法」は、業務委託先等に対して利用者が支払う金額についても併せて記載すること。

6．記載しきれないときは、この様式の例により作成した書面に記載して、その書面を第９面の次に添付すること。